

競技本部内規

- 1 本連盟規約第 34 条第 3 項の規定及び業務運営要領第 11 の規定に基づき、競技本部内規を定める。
- 2 業務運営要領第 6 に規定された業務は、次の部が担当し、これを処理する。
 - (1) 庶務企画部
 - ア 競技本部の予算及びその執行と精算に関すること
 - イ 競技本部の事業計画に関すること
 - ウ 文書や記録の整理保存に関すること
 - エ 国体等の選手選考に関すること
 - オ 競技本部の物品管理に関すること
 - カ 他の部に属さない庶務経理に関すること
 - (2) アルペン部
 - ア セッター及び旗門審判員の養成に関すること
 - イ アルペン選手の強化に関すること
 - ウ 強化コーチに関すること
 - エ 小・中学生選手の育成指導に関すること
 - (3) クロスカントリー部
 - ア 競技運営委員の養成に関すること
 - イ クロスカントリー選手の強化に関すること
 - ウ 強化コーチに関すること
 - エ 小・中学生選手の育成指導に関すること
 - (4) フリースタイル部
 - ア モーグル競技大会に関すること。
 - イ モーグル競技選手の強化に関すること。
 - ウ 全国大会等の選手選考及び参加に関すること。
 - エ 公認資格者の育成に関すること。
 - (5) スノーボード部
 - ア スノーボード競技会に関すること。
 - イ スノーボード競技選手の強化に関すること。
 - ウ 全国大会等の選手選考及び参加に関すること。
 - (6) マスターズ部
 - ア マスターズ競技の普及振興並びに競技力向上に関すること。
 - イ 全国大会等の選手選考及び参加に関すること。
 - ウ その他マスターズ競技に関すること。
 - (7) ポイント部

- ア SAJ 各種大会のポイント管理に関する事。
- イ SAT 各種大会のドロー及びレーシングオフィスに関する事。
- ウ SAT,SAJ、FIS 選手管理登録に関する事。
- エ SAJ,FIS ポイント管理に関する事。

(8) 競技運営部

- ア アルペン競技大会の運営に関する事。
- イ クロスカントリー競技大会運営に関する事。
- ウ マスターズ競技大会の運営に関する事。
- エ その他スノースポーツ競技大会の運営に関する事。

- 3 競技本部は担当理事、強化コーチ、部を担当する部員をもって構成し、必要に応じて特別部員を設ける。
- 4 会議は協議本部長が召集し、必要に応じて会長、副会長、理事長、専門部関係者の出席を要請する。
- 5 この内規は、昭和49年10月5日から施行する。

平成6年11月19日一部改正

平成8年11月16日一部改正

平成16年10月30日一部改正

平成19年10月27日一部改正